

立会によらない取引の明確化等に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	18
3. システム売買実施細則の一部改正新旧対照表	19

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本業務規程は、定款第44条第1項の規定に基づき、<u>当社の開設する商品市場</u>（以下「<u>当社の市場</u>」という。）における取引及び取引参加者に関して必要な事項を定める。</p> <p>(市場管理細則等)</p> <p>第3条 本業務規程に定めるもののほか、<u>当社の市場</u>の管理に関し必要な事項は、各市場管理細則をもって定める。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 本業務規程に定めるもののほか、<u>当社の市場</u>の受渡しに関し必要な事項は、各受渡細則をもって定める。ただし、ADPに関し必要な事項は、ADP実施細則をもって定める。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>14 本業務規程に定めるもののほか、<u>当社の市場</u>における取引の内容の審査に関し必要な事項は、商品市場における取引の内容の審査に関する細則をもって定める。</p> <p>15・16 (略)</p> <p>第2編 <u>当社の市場</u>における取引</p> <p>(取引の種類の変換)</p> <p>第4条 当社の市場における取引の種類は、次の各号に定めるものとし、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第3項第1号及び第2号に規定する「先物取引」とは、次の各号に掲げる取引を指すものとする。</p> <p>(1) 現物先物取引とは、取引の当事者が本業務規程の定めるところにより現物先物取引の標準品（以下「標準品」という。）の売買約定を行い、受渡期日において第61条に規定する受渡供用品及びその対価の授受を約する取引であって、その受渡期日前において転売又は買戻しを行ったときは、差金を授受することによって決済できる取引をいう。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本業務規程は、定款第44条第1項の規定に基づき、当社の商品市場（以下「市場」という。）における取引及び取引参加者に関して必要な事項を定める。</p> <p>(市場管理細則等)</p> <p>第3条 本業務規程に定めるもののほか、<u>各市場</u>の管理に関し必要な事項は、各市場管理細則をもって定める。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 本業務規程に定めるもののほか、<u>各市場</u>の受渡しに関し必要な事項は、各受渡細則をもって定める。ただし、ADPに関し必要な事項は、ADP実施細則をもって定める。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>14 本業務規程に定めるもののほか、<u>市場</u>における取引の内容の審査に関し必要な事項は、商品市場における取引の内容の審査に関する細則をもって定める。</p> <p>15・16 (略)</p> <p>第2編 市場における取引</p> <p>(取引の種類の変換)</p> <p>第4条 当社の市場における取引の種類は、次の各号に定めるものとし、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第3項第1号及び第2号に規定する「先物取引」とは、次の各号に掲げる取引を指すものとする。</p> <p>(1) 現物先物取引とは、取引の当事者が本業務規程の定めるところにより現物先物取引の標準品（以下「標準品」という。）の売買約定を行い、受渡期日において第61条に規定する受渡供用品及びその対価を授受するように制約される取引であって、その受渡期日前において転売又は買戻しを行ったときは、差金を授受することによって決済できる取引をいう。</p> <p>(2) (略)</p>

(立会の区分及び時間)

第5条 当社^の市場における立会の区分及び時間は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(売買注文の受付)

第6条 当社は、日中立会にあつては午前8時から午後3時15分まで、夜間立会にあつては午後4時15分から翌暦日の午前6時まで(ただし、エネルギー市場の電力にあつては、午後4時15分から午後7時まで)の間、取引参加者(第33条第1項に規定する取引参加者のうち、法第2条第19項に規定する清算参加者(以下「清算参加者」という。))又は第150条に定めるところにより指定清算参加者を指定した非清算参加者(株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。))において商品取引清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する商品取引清算資格をいう。))を有しない取引参加者をいう。以下同じ。))に限る。第33条を除き、以下この編において同じ。))が使用する取引端末装置(以下「取引参加者端末」という。))から入力された売買注文を受付けるものとし、システム売買実施細則に別段の定めがある場合を除き、その受付順序に従って直ちにその内容を当社が利用するために株式会社大阪取引所(以下「大阪取引所」という。))が設置する電子計算機等を利用した取引システム(以下「売買システム」という。))に登録するものとする。

2・3 (略)

(営業日及び休業日)

第8条 (略)

2 休業日においては、当社の市場における立会(立会外取引等(第35条に定める立会外取引、第38条1項1号に定めるEFP取引及び同項2号に定めるEFS取引並びに第43条に定めるストップロス取引をいう。以下同じ。))を含む。以下、この条、次条、第95条及び第97条において同じ。))を行わない。ただし、次の各号に定める時間においては、この限りでない。

(立会の区分及び時間)

第5条 当社市場における立会の区分及び時間は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(売買注文の受付)

第6条 当社は、日中立会にあつては午前8時から午後3時15分まで、夜間立会にあつては午後4時15分から翌暦日の午前6時まで(ただし、エネルギー市場の電力にあつては、午後4時15分から午後7時まで)の間、取引参加者(第33条第1項に規定する取引参加者のうち、法第2条第19項に規定する清算参加者(以下「清算参加者」という。))又は第150条に定めるところにより指定清算参加者を指定した非清算参加者に限る。第33条を除き、以下この編において同じ。))が使用する取引端末装置(以下「取引参加者端末」という。))から入力された売買注文を受付けるものとし、システム売買実施細則に別段の定めがある場合を除き、その受付順序に従って直ちにその内容を中央処理装置に登録するものとする。

2・3 (略)

(営業日及び休業日)

第8条 (略)

2 休業日においては、当社の市場における立会(立会外取引並びにEFP取引及びEFS取引を含む。以下この条において同じ。))を行わない。ただし、次の各号に定める時間においては、この限りでない。

(1)・(2) (略)
3～5 (略)

第3章 当社の市場、上場商品等、取引の種類、期限、呼値及び単位

(当社の市場、上場商品等)

第11条 当社の市場、上場商品及び取引の種類は、次に掲げるとおりとする。

(当社の市場) (上場商品)
(取引の種類)

(1)・(2) (略)

2 前項に規定する当社の市場における法第10条第2項第1号に規定する上場商品構成品は、次のとおりとする。

3 (略)

(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)

第18条 現物先物取引の呼値及びその単位並びに取引単位及び受渡単位は、次のとおりとし、取引単位を呼値で除した数値を取引単位の倍率、受渡単位を呼値で除した数値を受渡単位の倍率とする。

(当社の市場) (上場商品構成品)

(呼値) (呼値の単位)

(取引単位) (受渡単位)

エネルギー市場 ガソリン

1キロリットル 10円

1枚50キロリットル 1枚100キロリットル

エネルギー市場 灯油

1キロリットル 10円

1枚50キロリットル 1枚100キロリットル

エネルギー市場 軽油

1キロリットル 10円

1枚50キロリットル 1枚100キロリットル

中京石油市場 ガソリン

2・3 (略)

(取引の締結の方法等)

第19条 当社の市場における取引の締結の方法は、売買システムによる売買（以下「システム売買」という。）による個別競争売買を原則とし、取引参加者はシステム

(1)・(2) (略)
3～5 (略)

第3章 商品市場、上場商品等、取引の種類、期限、呼値及び単位

(商品市場、上場商品等)

第11条 当社の開設する商品市場、上場商品及び取引の種類は、次に掲げるとおりとする。

(商品市場) (上場商品)
(取引の種類)

(1)・(2) (略)

2 前項に規定する商品市場における法第10条第2項第1号に規定する上場商品構成品は、次のとおりとする。

3 (略)

(呼値、呼値の単位、取引単位及び受渡単位)

第18条 現物先物取引の呼値及びその単位並びに取引単位及び受渡単位は、次のとおりとし、取引単位を呼値で除した数値を取引単位の倍率、受渡単位を呼値で除した数値を受渡単位の倍率とする。

(商品市場) (上場商品構成品)

(呼値) (呼値の単位)

(取引単位) (受渡単位)

エネルギー市場 ガソリン

1キロリットル 10円

1枚50キロリットル 1枚100キロリットル

エネルギー市場 灯油

1キロリットル 10円

1枚50キロリットル 1枚100キロリットル

エネルギー市場 軽油

1キロリットル 10円

1枚50キロリットル 1枚100キロリットル

中京石油市場 ガソリン

2・3 (略)

(取引の締結の方法等)

第19条 取引の締結の方法は、当社が利用するために株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）が設置する電子計算機等を利用した売買システムによる売買

売買実施細則に定める事項を取引参加者端末に入力し、取引を行わなければならない。

2 (略)

(個別競争売買の原則)

第21条 システム売買における売買注文の順位は、次の各号によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 同一値段の売買注文及び成行注文は、売買システムに登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先するものとする。

(ストラテジー取引)

第21条の2 取引参加者は、立会において、複数の限月又は商品の売付け又は買付け(同一の顧客又は自己の計算による売付け又は買付けに限る。)を同時に成立させる取引(以下「ストラテジー取引」という。)を行うことができる。

2 ストラテジー取引により成立する限月及び商品の売付け又は買付けの組合せは、システム売買実施細則に定めるところによるものとする。

(ギブアップ申出)

第29条 付替元取引参加者は、ギブアップの対象となる売買約定について、当該売買約定の内容及び付替先取引参加者を指定し、当社に申出(以下「ギブアップ申出」という。)を行うことができる。当該申出は、当該売買約定が成立した計算区域(クリアリング機構が定める計算区域をいう。以下同じ。)後のギブアップ細則に定める時限までに当社に行うものとする。

2 (略)

(売買注文、取引又は建玉の制限)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 当社は、当社の市場における取引について、第1号のいずれかの要件に該当し、必

(以下「システム売買」という。)による個別競争売買を原則とし、取引参加者はシステム売買実施細則に定める事項を取引参加者端末に入力し、取引を行わなければならない。

2 (略)

(個別競争売買の原則)

第21条 システム売買における売買注文の順位は、次の各号によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 同一値段の売買注文及び成行注文は、中央処理装置に登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先するものとする。

(新設)

(ギブアップ申出)

第29条 付替元取引参加者は、ギブアップの対象となる売買約定について、当該売買約定の内容及び付替先取引参加者を指定し、当社に申出(以下「ギブアップ申出」という。)を行うことができる。当該申出は、当該売買約定が成立した計算区域(株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。))が定める計算区域をいう。以下同じ。)後のギブアップ細則に定める時限までに当社に行うものとする。

2 (略)

(売買注文、取引又は建玉の制限)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 当社は、当社の市場における取引について、第1号のいずれかの要件に該当し、必

要があると認めるときは、第2号の制限又は規制を行うことができる。

(1) 要件

イ～ニ (略)

ホ その他当社の市場の管理のため取引を継続して行わせることが適当でないと認めるとき

(2) (略)

5～7 (略)

(特別売買)

第34条 (略)

2・3 (略)

4 取引参加者は、建玉について、現物先物取引の当月限納会日までに、当社の市場の状況その他やむを得ない理由により、転売又は買戻しにより決済することができず、受渡しを行うこととなり、かつ、当該受渡しの履行ができない場合であって、当該日の日中立会終了後において、他の取引参加者と約定値段について合意したときは、当社に申し出て、当社がその承認をしたものについては、当社は当該約定値段をもって、売買約定を成立させることができる。

5 (略)

(立会外取引による売買)

第35条 立会外取引とは、現物先物取引及び現金決済先物取引において同一価格により、同一限月、かつ、同一数量の売注文及び買注文につき、立会によらずに当該売買約定を成立させる取引をいう。

2～7 (略)

(立会外取引の停止)

第36条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、立会外取引の全部又は一部を停止することができる。

(1) 立会外取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他当社の市場の状況を勘案し、立会外取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合

(2)・(3) (略)

(立会外取引の一時中断)

第37条 当社は、第10条の規定に基づき、システム売買実施細則第15条第1項

要があると認めるときは、第2号の制限又は規制を行うことができる。

(1) 要件

イ～ニ (略)

ホ その他市場の管理のため取引を継続して行わせることが適当でないと認めるとき

(2) (略)

5～7 (略)

(特別売買)

第34条 (略)

2・3 (略)

4 取引参加者は、建玉について、現物先物取引の当月限納会日までに、市場の状況その他やむを得ない理由により、転売又は買戻しにより決済することができず、受渡しを行うこととなり、かつ、当該受渡しの履行ができない場合であって、当該日の日中立会終了後において、他の取引参加者と約定値段について合意したときは、当社に申し出て、当社がその承認をしたものについては、当社は当該約定値段をもって、売買約定を成立させることができる。

5 (略)

(立会外取引による売買)

第35条 立会外取引とは、現物先物取引及び現金決済先物取引において、同一価格により、同一限月、かつ、同一数量の売注文及び買注文につき、当該売買約定を成立させる取引をいう。

2～7 (略)

(立会外取引の停止)

第36条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、立会外取引の全部又は一部を停止することができる。

(1) 立会外取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他市場の状況を勘案し、立会外取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合

(2)・(3) (略)

(立会外取引の一時中断)

第37条 当社は、第10条の規定に基づき、システム売買実施細則第15条第1項

第3号に定めるところにより立会の一時中断を行う場合、当該立会の一時中断を行う間、当該立会の一時中断を行う上場商品構成成品に係る立会外取引を一時中断する。

(EFP取引及びEFS取引による売買)
第38条 取引参加者は、EFP取引及びEFS取引実施細則に定めるところにより、次の各号の取引について事前に当社に申し出て、次項第1号の承認を受けたものについては、第3項の申出を行うことができる。

(1) 現物先物取引及び現金決済先物取引において、現物取引(EFP取引及びEFS取引実施細則に定める上場商品構成成品と交換可能な商品現物型ETFを含む。以下同じ。)の売買契約を締結した取引参加者又は委託者等が、現物取引の売契約者の当社における買付注文と、現物取引の買契約者の当社における売付注文を、同一価格において、同一限月、かつ、同一数量につき、当該注文の売買約定を立会によらずに成立させる取引(以下「EFP取引」という。)

(2) 現物先物取引及び現金決済先物取引において、現物取引の売買契約に付随する変動価格と固定価格を交換する取引(以下「スワップ取引」という。)の契約を締結した取引参加者又は委託者等が、固定価格の売契約者の当社における買付注文と、固定価格の買契約者の当社における売付注文を、同一価格において、同一限月、かつ、同一数量につき、当該注文の売買約定を立会によらずに成立させる取引(以下「EFS取引」という。)

2 EFP取引又はEFS取引の事前申出、事前承認等は、次のとおり行うものとする。

(1) 取引参加者は、EFP取引又はEFS取引を行おうとするときは、EFP取引及びEFS取引実施細則に定めるところにより事前に当社に申し出て、その承認を受けるものとする。

(2)～(4) (略)

第3号に定めるところにより立会の一時中断を行う場合、当該立会の一時中断を行う間、当該立会の一時中断を行う上場商品構成成品(電力にあっては、第14条に規定する現金決済先物取引の対象。)に係る立会外取引を一時中断する。

(EFP取引及びEFS取引による売買)
第38条 取引参加者は、EFP取引及びEFS取引実施細則に定めるところにより、次の各号の取引について事前に当社に申し出て、次項第1号の承認を受けたものについては、第3項の申出を行うことができる。

(1) 現物先物取引及び現金決済先物取引において、現物取引(EFP取引及びEFS取引実施細則に定める上場商品構成成品と交換可能な商品現物型ETFを含む。以下同じ。)の売買契約を締結した取引参加者又は委託者等が、現物取引の売契約者の当社における買付注文と、現物取引の買契約者の当社における売付注文を、同一価格において、同一限月、かつ、同一数量につき、当該注文の売買約定を成立させる取引(以下「EFP取引」という。)

(2) 現物先物取引及び現金決済先物取引において、現物取引の売買契約に付随する変動価格と固定価格を交換する取引(以下「スワップ取引」という。)の契約を締結した取引参加者又は委託者等が、固定価格の売契約者の当社における買付注文と、固定価格の買契約者の当社における売付注文を、同一価格において、同一限月、かつ、同一数量につき、当該注文の売買約定を成立させる取引(以下「EFS取引」という。)

2 EFP取引又はEFS取引(以下「EFP取引等」という。)の事前申出、事前承認等は、次のとおり行うものとする。

(1) 取引参加者は、EFP取引等を行おうとするときは、EFP取引及びEFS取引実施細則に定めるところにより事前に当社に申し出て、その承認を受けるものとする。

(2)～(4) (略)

3 前項の事前承認を受けた取引参加者は、E F P取引及びE F S取引実施細則に定めるところにより、取引参加者端末に入力してE F P取引又はE F S取引に係る申出を行うものとする。

4～7 (略)

(E F P取引及びE F S取引の停止)

第39条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、E F P取引及びE F S取引の全部又は一部を停止することができる。

(1) E F P取引及びE F S取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他市場の状況を勘案し、E F P取引及びE F S取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合

(2)・(3) (略)

(E F P取引及びE F S取引の一時中断)

第40条 当社は、第10条の規定に基づき、システム売買実施細則第15条第1項第3号に定めるところにより立会の一時中断を行う場合、当該立会の一時中断を行う間、当該立会の一時中断を行う上場商品構成成品に係るE F P取引及びE F S取引を一時中断する。

(ストップロス取引による売買)

第43条 ストップロス取引とは、委託者との間で、損失限定取引(当社の市場における相場等に係る変動により生ずることとなる損失(委託手数料を除く。))の額が、委託者証拠金等(受託契約準則に規定する委託者証拠金及び当該取引に必要なものとして受託取引参加者が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。以下同じ。))の額を上回るおそれのないものをいう。)に関する契約(以下「損失限定取引契約」という。)を締結した受託取引参加者が、現物先物取引及び現金決済先物取引において、損失限定取引契約に定めるところにより、当該受託取引参加者の自己の計算による注文と、当該委託者による転売又は買戻し注文を、同一価格により、同一限月、かつ、同一数量につ

3 前項の事前承認を受けた取引参加者は、E F P取引及びE F S取引実施細則に定めるところにより、取引参加者端末に入力してE F P取引等に係る申出を行うものとする。

4～7 (略)

(E F P取引等の取引の停止)

第39条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、E F P取引等の全部又は一部を停止することができる。

(1) E F P取引等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他市場の状況を勘案し、E F P取引等を継続して行わせることが適当でないと認める場合

(2)・(3) (略)

(E F P取引及びE F S取引の一時中断)

第40条 当社は、第10条の規定に基づき、システム売買実施細則第15条第1項第3号に定めるところにより立会の一時中断を行う場合、当該立会の一時中断を行う間、当該立会の一時中断を行う上場商品構成成品(電力にあっては、第14条に規定する現金決済先物取引の対象。))に係るE F P取引及びE F S取引を一時中断する。

(ストップロス取引による売買)

第43条 ストップロス取引とは、委託者との間で、損失限定取引(商品市場における相場等に係る変動により生ずることとなる損失(委託手数料を除く。))の額が、委託者証拠金等(受託契約準則に規定する委託者証拠金及び当該取引に必要なものとして受託取引参加者が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。以下同じ。))の額を上回るおそれのないものをいう。)に関する契約(以下「損失限定取引契約」という。)を締結した受託取引参加者が、現物先物取引及び現金決済先物取引において、損失限定取引契約に定めるところにより、当該受託取引参加者の自己の計算による注文と、当該委託者による転売又は買戻し注文を、同一価格により、同一限月、かつ、同一数量につ

き、当社に申し出て、当該売買約定を立会によらずに成立させる取引をいう。

2～5 (略)

(当社の市場における取引の決済)

第44条 (略)

2 (略)

3 非清算参加者の取引の決済に関する事項は、第150条に定めるところにより非清算参加者と当該非清算参加者が商品清算取引の委託をした清算参加者との間で行う。

(総取引高等の通知及び公表)

第96条 当社は、毎営業日、当社の市場における取引について、次に掲げる事項につき、速やかに、取引参加者に対して電子情報媒体を通じて通知し、公表するものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当社が必要と認めた場合は、書面により行う。

(1)・(2) (略)

(3) 直前の計算区域の立会外取引等により成立した取引の種類別、上場商品構成品別及び限月別の総取引高

(4) (略)

(臨機の措置)

第100条 当社は、次に掲げるときは、売買約定の全部若しくは一部を取消すこと、建玉の全部若しくは一部を解け合わせる事又は受渡条件を変更することその他の臨機の措置(ただし、第9条、第10条、第33条、第97条又は次条に規定する措置を講じる場合を除く。)を講じることができる。

(1) 買占め、売崩しその他の方法により過大な数量の取引が行われ、若しくは行われるおそれがあり、又は不当な約定値段等が形成され、若しくは形成されるおそれがある場合において、当社の市場

き、当社に申し出て、当該売買約定を成立させる取引をいう。

2～5 (略)

(商品市場における取引の決済)

第44条 (略)

2 (略)

3 クリアリング機構において商品取引清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する商品取引清算資格をいう。以下同じ。)を有しない取引参加者(以下「非清算参加者」という。)の取引の決済に関する事項は、第150条に定めるところにより非清算参加者と当該非清算参加者が商品清算取引の委託をした清算参加者との間で行う。

(総取引高等の通知及び公表)

第96条 当社は、毎営業日、当社の市場における取引について、次に掲げる事項につき、速やかに、取引参加者に対して電子情報媒体を通じて通知し、公表するものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当社が必要と認めた場合は、書面により行う。

(1)・(2) (略)

(3) 直前の計算区域の立会外取引等(立会外取引、EFP取引、EFS取引及びストップロス取引をいう。以下この条において同じ。)により成立した取引の種類別、上場商品構成品別及び限月別の総取引高

(4) (略)

(臨機の措置)

第100条 当社は、次に掲げるときは、売買約定の全部若しくは一部を取消すこと、建玉の全部若しくは一部を解け合わせる事又は受渡条件を変更することその他の臨機の措置(ただし、第9条、第10条、第33条、第97条又は次条に規定する措置を講じる場合を除く。)を講じることができる。

(1) 買占め、売崩しその他の方法により過大な数量の取引が行われ、若しくは行われるおそれがあり、又は不当な約定値段等が形成され、若しくは形成されるおそれがある場合において、商品市場に

における秩序を維持するためやむを得ない理由があるとき

(2) (略)

2 (略)

(市場運営に関する必要事項の決定)

第102条 当社は、本業務規程に定めるもののほか、当社の市場運営に関し必要な事項を定めることができる。

(欠格条件)

第107条 次の各号のいずれかに該当する者は、取引参加者となることができない。

(1)～(14) (略)

(15) 前各号に掲げる者のほか、当社によって、当社の市場における取引に関する業務を適正に遂行する体制を有していない、十分な社会的信用を有していない又は事業の継続性を十分に有していないと判断された者

2 (略)

(取引資格の取得の申請)

第108条 (略)

2 前項の申請には、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 資格取得しようとする当社の市場の上場商品構成品につき、第104条に掲げる要件を備える旨の誓約書及びこれを証する書面

(2)～(5) (略)

(取引参加の条件)

第113条 当社の市場において取引を行うときは、取引しようとする市場についての清算参加者となるか、又は非清算参加者にあつては、当該市場における取引について指定清算参加者を指定しなければならない。

2～5 (略)

(取引資格の追加)

第114条 (略)

2 前項の場合において、取引参加者は、追加しようとする当社の市場の上場商品構成

における秩序を維持するためやむを得ない理由があるとき

(2) (略)

2 (略)

(市場運営に関する必要事項の決定)

第102条 当社は、本業務規程に定めるもののほか、市場運営に関し必要な事項を定めることができる。

(欠格条件)

第107条 次の各号のいずれかに該当する者は、取引参加者となることができない。

(1)～(14) (略)

(15) 前各号に掲げる者のほか、当社によって、商品市場における取引に関する業務を適正に遂行する体制を有していない、十分な社会的信用を有していない又は事業の継続性を十分に有していないと判断された者

2 (略)

(取引資格の取得の申請)

第108条 (略)

2 前項の申請には、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 資格取得しようとする市場の上場商品構成品につき、第104条に掲げる要件を備える旨の誓約書及びこれを証する書面

(2)～(5) (略)

(取引参加の条件)

第113条 当社の市場において取引を行うときは、当社の市場における取引に基づきクリアリング機構に対して負う債務の保証を当社に委託し、かつ、取引しようとする市場についての清算参加者となるか、又は非清算参加者にあつては、当該市場における取引について指定清算参加者を指定しなければならない。

2～5 (略)

(取引資格の追加)

第114条 (略)

2 前項の場合において、取引参加者は、追加しようとする市場の上場商品構成品につ

品につき、第105条第2項各号に掲げる取引参加者として届け出ようとするときは、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、第104条第1号に掲げる要件を備える旨の誓約書及びこれを証する書面を当社に提出しなければならない。

3 (略)

(取引資格の追加取得手続き)

第114条の2 取引参加者は、前条第1項の届出(以下「取引資格の追加取得届出」という。)が受理された日から30日以内(当社が特に必要と認めた場合は、当社が指定する期間内)に、次に掲げる手続きを履行しなければならない。

(1) 取引資格取得料の納入(取引資格を有しない当社の市場の上場商品構成品に係る取引資格を追加取得する場合に限る。)

(2) 信認金及び取引参加者保証金の預託(信認金にあつては取引資格を有しない当社の市場の上場商品構成品に係る取引資格を追加取得する場合に限り、取引参加者保証金にあつては預託額に不足が発生する場合に限る。)

(3) (略)

2～4 (略)

(取引参加者の種類の変更)

第115条 (略)

2・3 (略)

4 受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者が取引参加者の種類を変更したときは、自己の計算による取引を除き、その対象となる当社の市場における取引について、決済する目的の範囲内においてのみ取引を行うことができる。

5・6 (略)

(取引資格の喪失の届出)

第116条 (略)

2・3 (略)

4 取引資格の喪失の届出をした取引参加者は、当該喪失届出をした当社の市場における取引について、その取引を決済する目的の範囲内においてのみ取引を行うことができる。

き、第105条第2項各号に掲げる取引参加者として届け出ようとするときは、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、第104条第1号に掲げる要件を備える旨の誓約書及びこれを証する書面を当社に提出しなければならない。

3 (略)

(取引資格の追加取得手続き)

第114条の2 取引参加者は、前条第1項の届出(以下「取引資格の追加取得届出」という。)が受理された日から30日以内(当社が特に必要と認めた場合は、当社が指定する期間内)に、次に掲げる手続きを履行しなければならない。

(1) 取引資格取得料の納入(取引資格を有しない市場の上場商品構成品に係る取引資格を追加取得する場合に限る。)

(2) 信認金及び取引参加者保証金の預託(信認金にあつては取引資格を有しない市場の上場商品構成品に係る取引資格を追加取得する場合に限り、取引参加者保証金にあつては預託額に不足が発生する場合に限る。)

(3) (略)

2～4 (略)

(取引参加者の種類の変更)

第115条 (略)

2・3 (略)

4 受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者が取引参加者の種類を変更したときは、自己の計算による取引を除き、その対象となる市場における取引について、決済する目的の範囲内においてのみ取引を行うことができる。

5・6 (略)

(取引資格の喪失の届出)

第116条 (略)

2・3 (略)

4 取引資格の喪失の届出をした取引参加者は、当該喪失届出をした市場における取引について、その取引を決済する目的の範囲内においてのみ取引を行うことができる。

(取引資格の喪失届出等の通知及び公表)

第117条 当社は、前条第2項の規定により届出を受理した場合、遅滞なく、その者の氏名又は商号並びに喪失を予定する当社の市場及び喪失予定日を各取引参加者に通知し、公表する。

2・3 (略)

(取引資格の当然喪失)

第118条 取引参加者は、第116条第1項に規定する場合のほか、次の事由によって取引資格の全部又は一部を喪失する。

(1) (略)

(2) その者が取引する当社の市場が法第95条の規定により閉鎖されたこと

(3)・(4) (略)

(取引資格の全部喪失の際の債務弁済)

第121条 (略)

2 当社は、取引資格の全部を喪失した者が当社の市場における取引の決済を結了していないとき、又は前項の債務中その金額が未定のものがあるときは、その決済の結了又は金額の確定に至るまで、取引資格を喪失した者が交付又は返付を受ける金額のうち適当と認める金額の交付又は返付を留保することができる。

(取引資格の喪失前にした自己の計算による取引の決済の結了)

第123条 当社は、取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失した場合において、その取引参加者が当該取引資格を喪失した当社の市場に係る自己の計算による取引の決済を結了していないときは、第84条の規定により建玉を移管する場合及び第127条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又はその決済が結了していない取引に係る権利及び義務を承継した者（以下「承継者」という。）をして1月以内に当該取引の決済を結了させる。

2 当社は、前項の場合において、本人又はその承継者をして当社の市場における取引の決済を結了させることが適当でないとき、当該取引参加者が取引していた当社の市場において取引することができる他の取引参加者を指定して、本人又はそ

(取引資格の喪失届出等の通知及び公表)

第117条 当社は、前条第2項の規定により届出を受理した場合、遅滞なく、その者の氏名又は商号並びに喪失を予定する市場及び喪失予定日を各取引参加者に通知し、公表する。

2・3 (略)

(取引資格の当然喪失)

第118条 取引参加者は、第116条第1項に規定する場合のほか、次の事由によって取引資格の全部又は一部を喪失する。

(1) (略)

(2) その者が取引する市場が法第95条の規定により閉鎖されたこと

(3)・(4) (略)

(取引資格の全部喪失の際の債務弁済)

第121条 (略)

2 当社は、取引資格の全部を喪失した者が市場における取引の決済を結了していないとき、又は前項の債務中その金額が未定のものがあるときは、その決済の結了又は金額の確定に至るまで、取引資格を喪失した者が交付又は返付を受ける金額のうち適当と認める金額の交付又は返付を留保することができる。

(取引資格の喪失前にした自己の計算による取引の決済の結了)

第123条 当社は、取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失した場合において、その取引参加者が当該取引資格を喪失した市場に係る自己の計算による取引の決済を結了していないときは、第84条の規定により建玉を移管する場合及び第127条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又はその決済が結了していない取引に係る権利及び義務を承継した者（以下「承継者」という。）をして1月以内に当該取引の決済を結了させる。

2 当社は、前項の場合において、本人又はその承継者をして市場における取引の決済を結了させることが適当でないときは、当該取引参加者が取引していた市場において取引することができる他の取引参加者を指定して、本人又はその承継者に代り当該取引の決済を結了させる。

の承継者に代り当該取引の決済を結了させる。

3・4 (略)

(取引資格の喪失前にした委託者の計算による取引の決済の結了)

第124条 当社は、受託取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失した場合（次条に該当することとなった場合を除く。）において、その受託取引参加者が取引資格を喪失した当社の市場に係る委託者の計算による取引の決済を結了していないときは、第84条の規定により建玉を移管する場合及び第127条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又はその承継者をして当該取引の決済を結了させる。

2 (略)

3 当社は、第1項の場合において、本人又はその承継者をして当社の市場における取引の決済を結了させることが適当でないと認めるときは、他の受託取引参加者をして当該取引の決済を結了させる。

4 (略)

(取引資格の喪失前にした委託者の計算による取引の決済の結了に関する特例)

第125条 前条にかかわらず、当社は、受託取引参加者が次の各号の一に該当するに至った場合において、その受託取引参加者が取引資格を喪失した当社の市場に係る委託者の計算による取引の決済を結了していないときは、第84条の規定により建玉を移管する場合及び第127条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又は承継者をして1月以内に当該取引の決済を結了させる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(取引資格の喪失前にした海外顧客の計算による取引の決済の結了に関する特例)

第126条 当社は、遠隔地仲介取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失した場合において、その遠隔地仲介取引参加者が取引資格を喪失した当社の市場に係る海外顧客の計算による取引の決済を結了していないときは、第84条の規定により建玉を移管する場合及び次条の規定により承継する

3・4 (略)

(取引資格の喪失前にした委託者の計算による取引の決済の結了)

第124条 当社は、受託取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失した場合（次条に該当することとなった場合を除く。）において、その受託取引参加者が取引資格を喪失した市場に係る委託者の計算による取引の決済を結了していないときは、第84条の規定により建玉を移管する場合及び第127条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又はその承継者をして当該取引の決済を結了させる。

2 (略)

3 当社は、第1項の場合において、本人又はその承継者をして市場における取引の決済を結了させることが適当でないと認めるときは、他の受託取引参加者をして当該取引の決済を結了させる。

4 (略)

(取引資格の喪失前にした委託者の計算による取引の決済の結了に関する特例)

第125条 前条にかかわらず、当社は、受託取引参加者が次の各号の一に該当するに至った場合において、その受託取引参加者が取引資格を喪失した市場に係る委託者の計算による取引の決済を結了していないときは、第84条の規定により建玉を移管する場合及び第127条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又は承継者をして1月以内に当該取引の決済を結了させる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(取引資格の喪失前にした海外顧客の計算による取引の決済の結了に関する特例)

第126条 当社は、遠隔地仲介取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失した場合において、その遠隔地仲介取引参加者が取引資格を喪失した市場に係る海外顧客の計算による取引の決済を結了していないときは、第84条の規定により建玉を移管する場合及び次条の規定により承継する者があ

者がある場合を除き、本人又はその承継者をして速やかに当該取引の決済を結了させる。

2 (略)

3 当社は、第1項の場合において、本人又はその承継者をして当社の市場における取引の決済を結了させることが適当でないと認めるときは、他の遠隔地仲介取引参加者をして当該取引の決済を結了させる。

4 (略)

(信認金)

第134条 取引参加者は、1市場ごとに、100万円を信認金として当社に預託しなければならない。

2・3 (略)

(信認金の優先弁済)

第135条 受託取引参加者に対して当社の市場における取引を委託した者は、その委託により生じた債権に関し、当該市場についての当該受託取引参加者の信認金について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有する。

2 (略)

(帳簿の区分経理及び保存)

第143条 取引参加者は、当社の市場における取引とその他の取引とについて区分して経理しなければならない。

2 (略)

(受託取引参加者の帳簿の区分経理及び保存)

第144条 受託取引参加者は、省令第113条第1項第2号の帳簿（商品デリバティブ取引日記帳を除く。以下この条において同じ。）について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引及び当社の市場における取引等（法第2条第21項第1号に掲げるもの（商品清算取引を除く。）又は第3号に掲げるものに限る。）の受託に係る取引と当社の市場における取引等（同項第2号又は第4号に規定する取次ぎに限る。）の受託に係る取引とについて、区分経理しなければならない。

2 (略)

る場合を除き、本人又はその承継者をして速やかに当該取引の決済を結了させる。

2 (略)

3 当社は、第1項の場合において、本人又はその承継者をして市場における取引の決済を結了させることが適当でないと認めるときは、他の遠隔地仲介取引参加者をして当該取引の決済を結了させる。

4 (略)

(信認金)

第134条 取引参加者は、1商品市場ごとに、100万円を信認金として当社に預託しなければならない。

2・3 (略)

(信認金の優先弁済)

第135条 受託取引参加者に対して当社の市場における取引を委託した者は、その委託により生じた債権に関し、当該商品市場についての当該受託取引参加者の信認金について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有する。

2 (略)

(帳簿の区分経理及び保存)

第143条 取引参加者は、商品市場における取引とその他の取引とについて区分して経理しなければならない。

2 (略)

(受託取引参加者の帳簿の区分経理及び保存)

第144条 受託取引参加者は、省令第113条第1項第2号の帳簿（商品デリバティブ取引日記帳を除く。以下この条において同じ。）について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引及び商品市場における取引等（法第2条第21項第1号に掲げるもの（商品清算取引を除く。）又は第3号に掲げるものに限る。）の受託に係る取引と商品市場における取引等（同項第2号又は第4号に規定する取次ぎに限る。）の受託に係る取引とについて、区分経理しなければならない。

2 (略)

(取引参加者に対する制裁)

第153条 当社は、取引参加者が次の各号の一に該当することとなったと認めるときは、その取引参加者に対し当該各号に掲げる制裁を加えることができる。

(1) 取引参加料、取引参加者保証金、信託金その他の当社に納入又は預託しなければならない金銭及び充用有価証券を当社の定める日時までに納入又は預託しないときは、戒告、6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(2) 当社の市場における取引について、他人に名義を貸与したときは、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(3) 当社の市場における取引の成立に際し、正当な理由なくしてその成立につき異議を申し立て、その他当社の市場における秩序を著しく乱し、又は他の取引参加者の取引を著しく妨げたときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(4) 銀行取引の停止処分を受けた場合は、6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(5) 純資産額を偽って表示したときは、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の当社の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(6) 当社が取引参加者に対し正当な理由のもとに帳簿その他の書類又は報告書の提出を命じ、又は本人若しくはその使用人の出頭を命じた場合において、正当な理由なくしてこれに応ぜず、又は虚偽の帳簿その他の書類又は報告書を提出し

(取引参加者に対する制裁)

第153条 当社は、取引参加者が次の各号の一に該当することとなったと認めるときは、その取引参加者に対し当該各号に掲げる制裁を加えることができる。

(1) 取引参加料、取引参加者保証金、信託金その他の当社に納入又は預託しなければならない金銭及び充用有価証券を当社の定める日時までに納入又は預託しないときは、戒告、6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(2) 当社の市場における取引について、他人に名義を貸与したときは、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(3) 当社の市場における取引の成立に際し、正当な理由なくしてその成立につき異議を申し立て、その他市場における秩序を著しく乱し、又は他の取引参加者の取引を著しく妨げたときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(4) 銀行取引の停止処分を受けた場合は、6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(5) 純資産額を偽って表示したときは、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(6) 当社が取引参加者に対し正当な理由のもとに帳簿その他の書類又は報告書の提出を命じ、又は本人若しくはその使用人の出頭を命じた場合において、正当な理由なくしてこれに応ぜず、又は虚偽の帳簿その他の書類又は報告書を提出し

たときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(7) 当社の指示、変更請求又は決定した事項を遵守せず、又は正当な理由なくしてこれを忌避したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(8) 取引の信義則に反する行為又は当社若しくは当社の取引参加者の信用を傷つける行為をしたときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(9) 前各号に掲げる事由のほか、法令若しくは定款、本業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他当社の定める規則の規定に違反したとき又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

2～5 (略)

6 当社は、第1項又は第3項の規定に基づき、全部若しくは一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの制裁を受けることとなる取引参加者が同時に他の商品取引所の取引参加者等であるときは、当該取引参加者の氏名又は商号、制裁の種類及びその事由並びに審査の経過の概要を、その制裁の執行前までに受理されるよう当該他の商品取引所に通知するものとする。

7 当社は、第1項又は第3項の規定に基づき、全部若しくは一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの制裁を受けることとなる取引参加者の氏名又は

たときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(7) 当社の指示、変更請求又は決定した事項を遵守せず、又は正当な理由なくしてこれを忌避したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(8) 取引の信義則に反する行為又は当社若しくは当社の取引参加者の信用を傷つける行為をしたときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(9) 前各号に掲げる事由のほか、法令若しくは定款、本業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他当社の定める規則の規定に違反したとき又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

2～5 (略)

6 当社は、第1項又は第3項の規定に基づき、全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの制裁を受けることとなる取引参加者が同時に他の商品取引所の取引参加者等であるときは、当該取引参加者の氏名又は商号、制裁の種類及びその事由並びに審査の経過の概要を、その制裁の執行前までに受理されるよう当該他の商品取引所に通知するものとする。

7 当社は、第1項又は第3項の規定に基づき、全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの制裁を受けることとなる取引参加者の氏名又は商号、

商号、制裁の種類及びその事由並びに審査の経過の概要を、その制裁の執行前までに受理されるようクリアリング機構に通知するものとする。

(法令により処分を受けた取引参加者に対する措置)

第155条 当社は、取引参加者が法第232条第2項、法第235条第2項及び法第236条第1項の規定に基づき主務大臣から当社の市場における取引又は商品先物取引業の停止命令を受けたときは、当該処分の内容に応じ全部又は一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限を行う。

2 (略)

(取引の停止の解除等)

第159条 第153条第1項の規定に基づき全部若しくは一部の当社の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止又は制限の制裁を受けた取引参加者は、当該制裁を受けた原因を除去したとき又は同条第2項の規定に基づき命ぜられた措置を定められた日時までにとったときは、その旨を書面をもって、当社に届け出るものとする。この場合において、その解除を申請することができる。

2～5 (略)

(制裁の特例)

第161条 当社は、第153条第1項の規定にかかわらず、取引参加者が他の商品取引所において取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限する処分を受けることとなった場合、クリアリング機構において清算資格を取消し、若しくは債務の引き受けの全部若しくは一部を停止する処分を受けることとなった場合、又はJEPXから処分を受けた場合には、当該処分の範囲内において制裁を加え、又は1億円以下の過怠金を賦課する制裁を加えることができる。

2 当社は、前項の規定に基づき、取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、又は制限する制裁を加えた場合において、他の商品取引所又はクリアリング機構から第159条第5項の通知と同様の通知を受けたと

制裁の種類及びその事由並びに審査の経過の概要を、その制裁の執行前までに受理されるようクリアリング機構に通知するものとする。

(法令により処分を受けた取引参加者に対する措置)

第155条 当社は、取引参加者が法第232条第2項、法第235条第2項及び法第236条第1項の規定に基づき主務大臣から商品市場における取引又は商品先物取引業の停止命令を受けたときは、当該処分の内容に応じ全部又は一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限を行う。

2 (略)

(取引の停止の解除等)

第159条 第153条第1項の規定に基づき全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止又は制限の制裁を受けた取引参加者は、当該制裁を受けた原因を除去したとき又は同条第2項の規定に基づき命ぜられた措置を定められた日時までにとったときは、その旨を書面をもって、当社に届け出るものとする。この場合において、その解除を申請することができる。

2～5 (略)

(制裁の特例)

第161条 当社は、第153条第1項の規定にかかわらず、取引参加者が他の商品取引所において取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限する処分を受けることとなった場合、クリアリング機構において清算資格を取消し、若しくは債務の引き受けの全部若しくは一部を停止する処分を受けることとなった場合、又はJPEXから処分を受けた場合には、当該処分の範囲内において制裁を加え、又は1億円以下の過怠金を賦課する制裁を加えることができる。

2 当社は、前項の規定に基づき、取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、又は制限する制裁を加えた場合において、他の商品取引所又はクリアリング機構から第159条第5項の通知と同様の通知を受けたと

き、又は当該取引参加者が同項の通知と同様の通知を J E P X から受け、これを当社に届け出たときは、当該取引参加者に加えた制裁を解除又は軽減することができる。

- 3 当社は、第1項の規定に基づくもののほか、法第160条第1項の規定に基づき主務大臣から取引参加者の取引資格を取り消すべき旨又は6月以内の期間を定めて取引参加者の 当社の市場 における取引若しくは商品清算取引の委託を停止すべき旨の命令があったときは、当該命令に基づき当該取引参加者を処分する。

4・5 (略)

附 則

- 1 この改正規定は、令和6年5月1日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

- 2 令和5年9月21日付け20230913商第5号による認可を受けた業務規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項の改正規定中「当社市場」を「当社の市場」に、第6条第1項の改正規定中「非清算参加者」を「非清算参加者（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）において商品取引清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する商品取引清算資格をいう。）を有しない取引参加者をいう。以下同じ。）」に、「中央処理装置」を「当社が利用するために株式会社大阪取引所（以下「大阪取引所」という。）が設置する電子計算機等を利用した取引システム（以下「売買システム」という。）」に改める。

き、又は当該取引参加者が同項の通知と同様の通知を J P E X から受け、これを当社に届け出たときは、当該取引参加者に加えた制裁を解除又は軽減することができる。

- 3 当社は、第1項の規定に基づくもののほか、法第160条第1項の規定に基づき主務大臣から取引参加者の取引資格を取り消すべき旨又は6月以内の期間を定めて取引参加者の市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止すべき旨の命令があったときは、当該命令に基づき当該取引参加者を処分する。

4・5 (略)

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(クリアリング機構の損失に対する措置)</p> <p>第3条 当社は、清算参加者が当社の市場における取引に係る債務を履行しないことによりクリアリング機構に損失が生じた場合には、あらかじめクリアリング機構との間で締結した契約に基づきその範囲内において、当該損失を弁済する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、令和6年5月1日から施行する。</p>	<p>(クリアリング機構の損失に対する措置)</p> <p>第3条 当社は、清算参加者が当社の市場における取引に係る債務を履行しないことによりクリアリング機構に損失が生じた場合には、あらかじめクリアリング機構との間で締結した契約の範囲内において、当該清算参加者の保証委託に基づき当該損失を弁済する。</p>

システム売買実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買注文の種類)</p> <p>第2条 業務規程第<u>22</u>条に規定する売買注文の種類は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) スタンダード・コンビネーション注文(以下「SCO」という。)</p> <p><u>業務規程第21条の2に規定するストラテジー取引のため</u>、第7条に規定する限月等の組合せ(以下「スプレッドシリーズ」という。)において、同一数量による一方の売注文と他方の買注文を同時に行う売買注文</p> <p>(売買注文の発注等)</p> <p>第6条 取引参加者は、売買注文を発注する場合にあっては、取引参加者端末から、個別の売買注文ごとに次に定める事項を<u>売買システム</u>に発注するものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(売買注文の数量の追加又は値段の訂正時における登録時刻)</p> <p>第9条 取引参加者が<u>売買システム</u>にすでに登録されている売買注文の数量の追加又は値段の訂正を行った場合は、当該時刻を業務規程第21条第3号における登録時刻とする。</p> <p>(サーキットブレーカー幅等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、サーキットブレーカー幅の下限及び上限の範囲内において売買注文を受け付けるものとし、<u>売買システム</u>にすでに登録されている売買注文が第1項に規定するサーキットブレーカー幅の下限又は上限の範囲外となったときは失効するものとする。ただし、SCOについてはこの限りではない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(売買注文の種類)</p> <p>第2条 業務規程第<u>22</u>条に規定する売買注文の種類は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) スタンダード・コンビネーション注文(以下「SCO」という。)</p> <p>第7条に規定する限月等の組合せ(以下「スプレッドシリーズ」という。)において、同一数量による一方の売注文と他方の買注文を同時に行う売買注文</p> <p>(売買注文の発注等)</p> <p>第6条 取引参加者は、売買注文を発注する場合にあっては、取引参加者端末から、個別の売買注文ごとに次に定める事項を<u>当社の中央処理装置</u>に発注するものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(売買注文の数量の追加又は値段の訂正時における登録時刻)</p> <p>第9条 取引参加者が<u>中央処理装置</u>にすでに登録されている売買注文の数量の追加又は値段の訂正を行った場合は、当該時刻を業務規程第21条第3号における登録時刻とする。</p> <p>(サーキットブレーカー幅等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、サーキットブレーカー幅の下限及び上限の範囲内において売買注文を受け付けるものとし、<u>中央処理装置</u>にすでに登録されている売買注文が第1項に規定するサーキットブレーカー幅の下限又は上限の範囲外となったときは失効するものとする。ただし、SCOについてはこの限りではない。</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この改正規定は、令和6年5月1日から施行する。